

## 平成29年度 2号・3号認定子ども皆野町利用者負担額表（保育料）

国の利用者負担額（参考）

国	利用児童の属する世帯の階層区分 定義	満3歳未満児		満3歳以上児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護法による被保護世帯等	0円	0円	0円	0円	
2	市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円	6,000円	6,000円	
3	1円以上 48,600円未満	19,500円	19,300円	16,500円	16,300円	
		48,600円以上 97,000円未満	30,000円	29,600円	27,000円	26,600円
4	市町村民税所得割 の額が次の区分に 該当する世帯	97,000円以上 169,000円未満	44,500円	43,900円	41,500円	40,900円
		169,000円以上 301,000円未満	61,000円	60,100円	58,000円	57,100円
7	301,000円以上 397,000円未満	80,000円	78,800円	77,000円	75,800円	
8	397,000円以上	104,000円	102,400円	101,000円	99,400円	

国の基準より大幅に減額

## 皆野町の利用者負担額表

国階層	町階層	利用児童の属する世帯の階層区分 定義	3歳未満子ども		3歳以上子ども		
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1階層	第1階層	生活保護法による被保護世帯等	0円	0円	0円	0円	
第2階層	第2階層	市町村民税非課税世帯	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円	
第3階層	第3階層	市町村民税均等割のみ課税世帯	8,400円	8,400円	6,200円	6,200円	
	第4階層	市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	1円以上 12,150円未満	8,900円	8,700円	6,800円	6,700円
	第5階層		12,150円以上 24,300円未満	9,400円	9,200円	7,400円	7,200円
	第6階層		24,300円以上 36,450円未満	10,900円	10,700円	9,200円	9,000円
	第7階層		36,450円以上 48,600円未満	12,300円	12,100円	11,000円	10,800円
第8階層	48,600円以上 56,800円未満		13,900円	13,700円	12,200円	12,000円	
第4階層	第9階層	56,800円以上 65,000円未満	15,500円	15,200円	13,400円	13,200円	
	第10階層	65,000円以上 81,000円未満	18,000円	17,700円	15,800円	15,500円	
	第11階層	81,000円以上 97,000円未満	19,700円	19,400円	16,900円	16,600円	
第5階層	第12階層	97,000円以上 109,000円未満	21,300円	20,900円	18,000円	17,700円	
	第13階層	109,000円以上 121,000円未満	23,000円	22,600円	18,600円	18,300円	
	第14階層	121,000円以上 145,000円未満	24,700円	24,300円	19,200円	18,900円	
第6階層	第15階層	145,000円以上 169,000円未満	29,500円	29,000円	19,800円	19,500円	
	第16階層	169,000円以上 213,000円未満	32,200円	31,700円	20,400円	20,100円	
	第17階層	213,000円以上 257,000円未満	34,800円	34,200円			
	第18階層	257,000円以上 301,000円未満	40,000円	39,300円			
第19階層	301,000円以上 397,000円未満	42,700円	42,000円				
第8階層	第20階層	397,000円以上	44,100円	43,300円			

**注意** 上記表の、階層区分決定の基礎となる市町村民税所得割額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除などの税額控除を適用する前の額とします。（調整控除のみ適用しています。）

①年齢はクラス年齢です。保育料は児童の当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。年度の途中で3歳の誕生日を迎えても、その年度中は額は変わりません。また、年度途中で入所した場合も当該年度初日の前日時点の年齢により決定します。

②第2階層から第3階層までに該当する世帯が次のいずれかに該当する場合は、次の表の額になります。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 次に掲げる在宅障害児(者)のいずれかを有する世帯
  - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の身体障害者手帳の交付を受けている者
  - イ 埼玉県療育手帳制度要綱(平成14年埼玉県告示第1365号)に定める療育手帳の交付を受けている者
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
  - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児
  - オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認める世帯

階層区分	利用者負担額(月額)			
	3歳未満子ども		3歳以上子ども	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第2	0円	0円	0円	0円
第3	7,400円	7,400円	5,200円	5,200円



③国の基準 兄弟が同時に保育所等に入所する場合、第2子の保育料を半額、第3子以降は全額免除となります。平成29年4月より国の制度が変更され、さらに軽減の拡大予定です。

#### ④皆野町の取り組み

子育て支援に力を入れている皆野町では、平成25年度から多子世帯への保育料の軽減を実施しています。③の国の基準に加え、年収による制限なく、第3子以降は無償化とします。

ただし、保育料負担者が町税や保育料を滞納している場合は無料となりません。滞納が解消したことが確認できた翌月分から無料とすることができます。(滞納がある世帯の第3子以降、0歳児から2歳児のみ、県の補助により半額免除とします。滞納が解消されれば前述のとおり全額免除となります。)

⑤保育料にかかる世帯状況の変更の届出を出されても(生活保護受給開始、離婚、標準・短時間の認定変更など)変更は届出の翌月分からになります。

⑥8月分までの保育料は前年度、9月分以降の保育料は当該年度の税額で決定します。市町村民税の年度切替に伴い、毎年9月が保育料の切替時期となります。

⑦基本保育時間を超えて保育を利用する場合は、施設で決められた延長保育料が別途必要になります。

⑧同時入園していた兄弟が卒園して小学校へ入学した場合、第2子半額が無くなり、3月より保育料が高くなります。

例 3月分 第1子 20,400円、第2子 16,100円(32,200円の半額)

→ 4月分 第1子小学校入学、同時入所による半額が無くなり、第2子 32,200円となる。

⑨1月1日以降転入の方、住所が皆野に無い別居の方がいる場合は、平成28年度の市町村民税の記載された所得課税証明等を1月1日に住所のあった役所で交付を受け、6月中に提出をお願いします。9月からの保育料の計算ができませんので、忘れずに提出ください。